

臨時特例つなぎ資金貸付制度のご案内

○ 貸付の目的

公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者の方に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的とします。

○ 貸付の対象

住居のない離職者の方で、次の条件のいずれにも該当する場合です。

- 1 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度（注）の申請を受理されており、当該給付等開始までの生活に困窮していること

（注）具体例

- ・ 公的給付制度 … 失業給付、訓練・生活支援給付、生活保護、住宅手当
- ・ 公的貸付制度 … 就職安定資金融資、生活福祉資金（総合支援資金）

- 2 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること

○ 貸付限度額及び利率

貸付限度額	10万円
貸付利子	無利子

○ 申込に必要な添付書類

申込にあたっては、借入申込書に次の書類を添付してください。

- ① 公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類
- ② 借入申込者名義の金融機関の預金通帳
- ③ 借用書
- ④ 償還金口座振替依頼書

○ 連帯保証人 必要ありません

○ 貸付の決定等

岐阜県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会から借入申込みに係る書類の送付を受けたときは、必要に応じて関係公的機関から借入申込者に係る情報提供を受け、内容を審査し、貸付けの適否を決定して、市町村社会福祉協議会を経由し、借入申込者に貸付決定（不承認）通知書を交付します。

なお、不承認の場合は、提出された借用書を借入申込者へ返還いたします。

○ 貸付金の交付

岐阜県社会福祉協議会は、資金の貸付を決定したときは、貸付決定額を借入申込者の口座に送金いたします。

なお、あらかじめ提出された借用書の記載内容と貸付決定内容が異なった場合は、改めて貸付決定内容に合った借用書を提出いただいた後、送金いたします。

○ 貸付金の償還

申請された公的給付又は公的貸付が決定し、当該給付金又は貸付金の交付を受けたときから、1カ月以内（公的給付等の申請が却下されたときは、却下のときから1カ月以内）に、原則口座振替により、貸付金の全額を償還していただきます。

※口座振込手数料等は借受者負担となります。

なお、災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、届け出により、貸付金の償還を猶予することができます。（原則1年以内）

○ 申込にあたって注意いただくこと

- ・ 借入のご相談・申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会となります。
- ・ ご相談・申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報を取得、関係機関へ提供いたします。
- ・ 申請された公的給付又は公的貸付が決定したとき、又は却下されたときは、速やかにその旨を市町村社会福祉協議会又は岐阜県社会福祉協議会に届け出てください。
また、住所・氏名等の変更があったときも、同様に速やかに届け出てください。
- ・ 岐阜県社会福祉協議会は、借受人が次の事項の一つに該当すると判断した場合、貸付金の全部又は一部につき、償還を請求いたします。
 - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用（遊興費や借金の返済等）したとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

相談、お問合せは
お住まいの市町村社会福祉協議会まで

お問合せは

実施主体

社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会**

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館
TEL 058-273-1111（内線 2513・2514）